

第31次宇都宮市住居表示等審議会(第4回)

会議録

12.12.25(月)11:00~12:00 14A会議室

課長補佐	<p>大変お待たせをいたしました。只今から、第31次宇都宮市住居表示等審議会第4回の会議を開催いたします。</p> <p>早速でございますが、今後の進行は会長さんをお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>おはようございます。本日はお忙しいなかをご出席いただきましてありがとうございます。前回の会議におきまして、審議会の方針が決定し、本日は市長さんへの「答申」ということになろうかと思っておりますが、委員皆様の忌憚のないご意見をいただき、審議を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、只今から議事に入ります。本日の出席委員は10人でございます。はじめに、会議録署名委員をご指名させていただきます。「遠藤委員」と「丸田委員」のお二人をお願いいたします。本日最初の議題は、前回に引き続き「西の宮町の全部及び駒生町の一部の区域をもって住居表示を実施することについて」でございます。</p> <p>先ず、「答申について」でございますが、去る11月29日の第3回審議会におきまして、町割と町名につきまして、ご承認をいただきました。また出張所の所管につきましても、ご承認をいただきました。今回はその結果を踏まえて市長に答申書を提出したいと考えております。その前に、臨時委員さん、その後地元の状況はいかがでございましょうか。何か変化がございましたらご報告をお願いします。</p>
臨時委員	<p>特に変わったことはございません。</p>
会長	<p>それでは、「答申書」の原案について、ご審議いただきたいと思っておりますが、原案は、予め事務局と相談のうえ作成してありますので、只今から配布いたします。</p> <p>「答申書(案)」配布。</p> <p>答申書(案)の朗読を、事務局をお願いします。</p>
課長	<p>はい。</p> <p>宮住審第4号 平成12年12月25日 宇都宮市長 福田富一様</p> <p>宇都宮市住居表示等審議会 会長 蛸島邦彦 住居表示の実施について(答申)</p> <p>平成12年7月28日付 宮市第3992号及び、平成12年10月6日付 宮市第6582号で諮問のありました「西の宮町の全部及び駒生町の一部の区域の住居表示を実施し、新たに町を設けることについて」は、本日まで4回にわたり審議を重ねてまいりました。その結果、当審議会の意見は下記のとおりです。</p>

記

- 1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については、「西の宮1丁目、西の宮2丁目」と定めることが妥当である。
- 3 前項に定める町を所管する市の事務所は、城山出張所とすることが妥当である。
- 4 理由書 別紙のとおり
(別紙)
 - 1 町割について
町割は、地域の特性、面積、人口、街区数等を考慮したうえで、南北の道路を用いて分かりやすく画した。
 - 2 町名について
 - (1)本区域の大部分は、昭和50年の町名変更により誕生した西の宮町であり、慣れ親しんだ「西の宮」の名を残したいという地元住民の大多数の支持を得ております。また、現在、市内に類似した町名が無いことから、「西の宮」を使用することが望ましい。
 - (2)丁目の順番については、「住居表示基準点」である本町1番街区の旧市役所跡地と本区域を直線で結んだ場合、上記地点に近い町は西側であることから、西側を「西の宮1丁目」東側を「西の宮2丁目」とすることが妥当である。
 - 3 事務所の所管について
従来在所管区域に準拠し、また地元の了解が得られていることから、城山出張所とすることが妥当である。 以上でございます。

- 会 長 只今の案について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
- 委 員 ありません。
- 会 長 ご意見が無ければ、答申書(案)のとおり、市長に答申をすることでよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 それでは、早速市長に答申したいと思いますが、市長が出席するまで暫く休憩といたします。
- 会 長 〔市長来場〕
休憩前に引き続き、再開いたします。市長さんが来場されましたので、「答申書」をお渡ししたいと思います。
- 住居表示の実施について(答申)
- 平成12年7月28日付 宮市第3992号及び、平成12年10月6日付 宮市第6582号で諮問のありました「西の宮町の全部及び駒生町の一部の区域の住居表示を実施し、新たに町を設けることについて」は、本日まで4回にわたり審議を重ねてまいりました。その結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

	記
	<p>1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。</p> <p>2 町の名称については、「西の宮1丁目、西の宮2丁目」と定めることが妥当である。</p> <p>3 前項に定める町を所管する市の事務所は、城山出張所とすることが妥当である。</p> <p style="text-align: center;">以上でございます。</p>
課長補佐	それでは、ここで福田市長から一言御礼のご挨拶を申し上げます。
市 長	皆さん、こんにちは。お忙しいなか慎重なご審議をいただきありがとうございます。去る7月28日に、西の宮町の区域、さらに10月6日には、駒生町の一部の区域を加えての「住居表示を実施し、新たに町を設けること」について諮問をいたしました。審議委員の皆様には、これまで長期にわたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。只今、答申をいただきました町の区域及び町名につきましては、これを十分に尊重いたしまして、平成13年3月の市議会に提案をし、議決をいただいた後10月1日から実施をしたいと考えております。蛸島会長さん、地元の代表の福永委員さんをはじめ、審議委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げますと共に、今後とも格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。今年も残り少なくなってきました。委員の皆様方には、良いお年を迎えられますようご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。ありがとうございました。
課長補佐	市長は、所用がございますので、これにて退席させていただきます。
会 長	それでは、次の議題「今後の予定について」に入ります。事務局の説明をお願いします。
課 長	<p>今後の予定について、ご説明申し上げます。参考までに資料を用意いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>審議委員の皆様には、答申の出ました今回の審議会で、その任務は終了となりますが、臨時委員さんに置かれましては、来年10月1日の実施に向けて、住民の方々への回覧等、自治会長としての立場で、引き続きよろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、今後の予定について主なものを申し上げます。先ず、来年1月の予定でございますが、1月中旬に、住居表示に関する法律に基づき告示をいたします。区域内に住所のある方で、市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、50人以上の連署をもって告示より30日を経過する日までに異議申し立てができます。最近はこういった例はございません。2月には今回の町界・町名案について、「広報うつのみや2月号」に掲載する予定でございます。次に3月には、先程市長の挨拶にもありましたが、定例市議会に「住居表示を実施する旨」の議案を提出いたします。また4月には、住居表示台帳を作成するために、各家の玄関・出入口の調査や世帯人員の調査を予定しております。この調査につきましては、事前に文書を配布いたしますので、臨時委員さんには地元への回覧や周知を</p>

	<p>お願いしたいと存じます。その後実施に向けての各種事務を進めまして、8月には、新しい住所の「決定通知書」を各世帯・法人等に郵送いたします。9月には、各戸に町名と住居番号のプレートを取り付ける作業に入ります。同時に「広報うつのみや9月号」に住居表示実施をする旨の掲載を行い、10月1日に住居表示実施の運びとなる予定でございます。以上で「今後の予定」の説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>只今の説明について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
F 委員	<p>法務局では、町名の変更は従来どおり、職権で行っているのですが、所有者の住所欄は個人で手続きするのでしょうか。</p>
A 委員	<p>そのとおりです。事務局では、申請書の準備は行うのですか。</p>
事務局	<p>申請書と記載例は全世帯に配布する予定です。</p>
会 長	<p>登記免許税はかかるのですか。</p>
課 長	<p>無料でございます。</p>
臨時委員	<p>地元説明会でも、事務局から丁寧な説明がございましたが、地元としましては、その辺の環境作りはしたいと考えております。</p>
会 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
会 長	<p>それでは、本日最後の議題「 その他」に入ります。ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
臨時委員	<p>事務局にお聞きします。城山出張所は今でもあるのですか。地区市民センターと聞いているのですが。</p>
課 長	<p>城山地区市民センターは、建物の名称と考えて下さい。中身は、出張所と公民館になっております。</p>
副会長	<p>事務局にお尋ねします。今後の住居表示の予定をお聞きしたいのですが。</p>
課 長	<p>先ず地元の意見がまとまらなないと、難しいということがひとつあります。また、町の熟成度が高くないと、住居表示を行っても意味が無いということです。家が張り付いて、河川や道路が整備されていないと、せっかく住居表示を行っても都市計画道路等が抜けたりしますと、町が分断されたりしますので難しいということです。</p> <p>具体的には、駅東第3と鶴田の区画整理の進行を見ながら、条件が整った所が</p>

	ら着手していきたいと考えております。
副会長	実は今回も私個人としては、地名はその形状から考えてわかり易いものがないという意味で、西の宮は丘陵地ですので「西の宮台」がいいのかなと思います。今後の参考にしていただければと思います。
B委員	私も同じ考えです。形状とか歴史を大事にしたら良いと思います。
C委員	私の感想ですが、応募の動機として、なぜ昔の名称が無くなってしまったのかというものがありません。今回戦災復興等のお話を聞いて、なるほどなと感じ勉強になりました。
会 長	他にありませんか。
委 員	ありません。
会 長	無いようですので、以上で本日の議題は全て終了とさせていただきます。
	ここで、改めて皆様にご挨拶申し上げます。今日まで、皆様のご協力によりまして、無事「答申」することができました。深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。
	以上のとおり、相違ないことを確認し署名する。
	宇都宮市住居表示等審議会会長
	署名委員 _____
	署名委員 _____

